もんぜんぷら座　エスカレーター改修工事　　設計図

特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工 事 場 所　　長野市大字南長野新田町

2．建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積（m^2）	消防法施行令別表第一	耐火構造	備 考
もんぜんぷら座	ＳＲＣ	8階(B1F)	8511.10	（4）	耐火	

3．工 事 種 目　（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別 ／ 工事種目	もんぜんぷら座					
○ 空気調和設備						
○ 換　気　設　備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給　水　設　備						
○ 排　水　設　備						
○ 給　湯　設　備						
○ 消　火　設　備						
○ 厨　房　設　備						
○ ガ　ス　設　備						
○ 排水処理設備						
○ 撤　去　工　事						
● 昇　降　機　設　備	一式					
○						
○						
○						
○						

4．指 定 部 分　○ 無　　有（○ 部分しゅん工　● 部分使用　）

工期：平成　　年　　月　　日

各階のエレベーターは施工後、部分使用するものとする。期日は施工計画書によるものとする。

5．工 事 内 容

本工事はもんぜんぷら座のエスカレーターの改修を行うものである。
工事にあたっては、関係者と十分に打ち合わせを行い、施設運営及び施設利用者に支障のないよう施工計画を立て、施工時に配慮すると共に安全管理に万全を期すること。

Ⅰ．昇降機設備
図示のとおりエスカレーターの改修を行うもの。
対象エスカレーター
上りエスカレーター：　Ｂ１階Ａ１号機、１階Ａ２号機、２階Ａ３号機、３階Ａ４号機
　　４階Ａ５号機、５階Ａ６号機、６階Ａ７号機、７階Ａ８号機
下りエスカレーター：　１階Ｂ１号機、２階Ｂ２号機
　　５階Ｂ５号機、６階Ｂ６号機、７階Ｂ７号機、８階Ｂ８号機
　　の計１４台

Ⅱ．工 事 仕 様

1．共 通 仕 様
（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて長野市建設工事共通仕様書による。
（2）（1）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」の建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編、及び「公共建築設備工事標準図」の電気設備工事編・機械設備工事編（いずれも最新版）で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。

2．特 記 仕 様
（1）規則
本工事規則は特記あるものを除き、長野市契約規則及び工事請負契約書の記載事項による。
（2）責任保障
工事しゅん工引渡し後特記あるものを除き、工事の施工に起因した事故が生じた時は、木造建物及び工作物1年間（受注者の故意または重大な過失による場合、5年間）、木造以外の建物及び工作物2年間（同、10年間）以内に、期日を定め補修工事をし、工事監督職員の検査を受けること。
（3）一般注意事項
1）本工事における必要な諸手続等は原則として受注者において行うこと。
2）設計図面内の不一致及び明記なき箇所がある場合は、監督職員と協議の上その指示により施工のこと。
3）諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け施工のこと。ただし、ＪＩＳ規格合格品等で工事係員がそれを確認できた場合はこの限りではない。
4）工事施工に際し必要な個所は、各工事に先だち施工図を作成し、監督職員の承諾を受け施工のこと。
5）工事施工上必要ある個所は、工事監督職員の指示により適当なる材料をもって養生を施し急硬急乾凍結破損の防止をすること。
6）工事受注者は、工事着手前に実施工程表及び各職種の協力業者名簿を提出し監督職員の承諾を得ること。
7）工事完了後検査不可能個所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。
8）諸職工その他に対して監督職員の指示に従わない者、または技術未熟練者は退場を命ずることがある。
9）工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷個所の復旧補修をし、監督職員の下検査合格後竣工検査を受けること。
10）工程写真、竣工写真を撮影し、アルバム各1部を提出すること。
写真撮影要領は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「工事写真の撮り方」の建築設備編（最新版）による。
11）本工事受注者は必要に応じ工事目的物の建物を火災保険に付すること。
（4）経費
上記各事項に要する諸経費はすべて受注者において負担する。ただし、現寸及び製品検査の市係員の出張旅費は市負担とする。
（5）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
1）長野市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下不当介入という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
2）1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3）発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
（6）工事実績情報の作成、登録
1）工事請負額が５００万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。
2）登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(ＪＡＣＩＣ)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。
①工事受注時　　契約締結後１０日以内
②登録内容の変更時　　変更契約締結後１０日以内
③工事完成時　　工事完成後１０日以内
（7）環境に関する配慮について（ISO）
工事にあたっては、長野市環境方針（最新版）を充分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力少なくするよう配慮すること。
なお、具体的な計画を施工計画書に記載して実践するものとする。
（8）建設リサイクル法
建築物の新築・増築工事においては、その建築主体工事が対象工事である場合、また、設備単独工事においては工事請負額が１億円以上である場合、工事の着手前に「再資源利用促進計画書」及び「再資源利用計画書」を監督職員に提出すること。
（9）グリーン購入法
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100 号）に基づく特定調達品目「公共工事」の品目。なお、特定調達品目か否かの判断基準は監督職員との協議による。
（10）章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項　目	特　記　事　項
● 一般共通事項	○ 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	○ 技能士の適用	○ 配管施工（配管工事）　○ 建築板金施工（ダクト製作および取付け） ○ 熱絶縁施工（保温工事）　○ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	○ 監督員事務所	○ 設けない　　○ 設ける
	○ 工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	○ 足場・さん橋類	○ 別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ○ 本工事で設置とする。
	○ 建設発生土の処理	○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	○ 埋め戻し土・盛土	○ 根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂） ○ 山砂の類
	● 資材の保管	● 資材の保管は、必ず屋根をかけ地上３０ｃｍ以上の架台に乗せる。
	○ 火災保険等	工事目的物及び工事材料に適用する。（工期＋１４日間）
	○ 他工事又は他工種との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	○ 施工調査	（1）はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 （2）既設壁等の貫通は、鉄筋探査を行い、躯体を痛めないよう配慮すること。
	○ アスベスト	天井材（アスベスト含有の恐れがある成形板）の穴あけ等の加工作業がある場合は、作業主任者を選任し、保護具等を使用をする。
	○ あと施工アンカー	あと施工アンカーを施工する作業者は、（社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者又は充分な技能及び経験を有した者で、監督職員が認めた者とする。施工後の確認試験は監督職員の指示による。
	○ 防火上主要な間仕切り壁等の貫通処置	防火上主要な間仕切り壁等を貫通する場合は、国土交通省認定工法にて防火区画貫通処理を行うこと。
	○ 化学物質を放散させる機材等	本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （2）保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （3）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （5）上記（1）、（3）及び（4）の機材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒド	該当する機材等
規制対象外	①JIS及びJASの Ｆ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第　三　種	①JIS及びJASの Ｆ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのＥｏ品 ④旧JASのＦｃｏ品

	● 施工図及びしゅん工図等の取扱い	施工図及びしゅん工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 耐震措置	設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針２００５年版」により行う。ただし、設計用水平震度ＫＨ及び設計用鉛直震度ＫＶ（ＫＨ／２）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類　（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類　（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備　考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
特定の施設とは避難所に指定されている施設
重要機器は次のものを示す。
・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・熱源機器
・防災設備　・監視制御設備　・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備　・避難経路上に設置する機器
上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建ての場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４層とする。

	● 提出書類	（1）着工前（契約後１０日以内） 施工計画書　２部 （2）施工中 施工図、機器納入仕様書（見本品を含む）　２部 （3）しゅん工時 しゅん工届　１部 しゅん工写真　工事用アルバム　１部 工事写真　工事用アルバム　１部 工事記録簿　打合せ記録、工事日誌　１部 施工計画書　承諾を受けたもの　１部 社内検査報告書　中間検査含む　１部 各種届出書　１部 機器納入仕様書　承諾を受けたもの　１部 施工図　承諾を受けたもの　CADデータ共　１部 しゅん工図　CADデータ共　１部 ○ しゅん工図製本　見開きＡ１　１部　見開きＡ３　３部 ○ 保全マニュアル　機器設定データ類とも（交換機等）　１部 取扱説明書　別ファイルとする　２部 工具・予備品　監督職員の指示による ※CADデータについては、JWCAD形式（JWW）又はCAD交換標準（SXF）Ver.2.0以降形式（P21又はSFC）で保存したデータを、電子媒体又は監督職員の指示による方法で提出する。 ※製本については、白焼きとし、背表紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事管理者名、施工者名、工期しゅん工日を印刷する。 ※他工事が別途発注されている場合は、監督職員の指示により総合版とする。
● 撤去工事	○ 撤去内容	○ 撤去内容は図示による。
	● 発生材の処理	○ 特別管理産業廃棄物は（○　　○　　○　　）とする。 ○ 再資源化を図るものは（○　　○　　○　　）とする。 ● 構外搬出適法処理をし、マニフェストA票、E票の写しを提出する。 なお、少量（2t車１台程度）の場合は、自社保管場所にて保管後適正処分も可とする。
	○ フロン回収	○ 業務用冷凍空調機器の廃棄については、関係法令に基づき行程管理制度によって登録業者にフロン回収運搬をさせ、許可業者に処理を行わせ、委託確認書及び引取証明書の写しを提出する。
● 昇降機設備	○ 定員・積載	人　　ｋｇ
	● 速度	30m／min
	○ その他	○ 乗場遮煙性能　　○利用者制限機能

担　当	係	係　長	部　主　幹	課　長

もんぜんぷら座　エスカレーター改修　　工事設計図
特記仕様書　　平成26年度
長野市建設部建築課

図面番号 1／2

改修項目表

改修項目	適用（上りエスカレーター）							
	(A1) (B階→1階)	(A2) (1階→2階)	(A3) (2階→3階)	(A4) (3階→4階)	(A5) (4階→5階)	(A6) (5階→6階)	(A7) (6階→7階)	(A8) (7階→8階)
三角部ガード板取付(可動警告板30°)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚
三角部ガード板取付(可動警告板60°)	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚	1枚
三角部ガード板取付(固定保護板30°)	1枚							
三角部ガード板取付(固定保護板60°)	2枚							
手摺案内(レール)取替　右	○	○	○					
手摺案内(レール)取替　左	○	○	○		○			
手摺摩擦ゴム取替　右	○	○		○	○			○
手摺摩擦ゴム取替　左	○			○	○			
トラス清掃・点検	○			○	○			○
駆動機ギヤオイル取替(除くA形・J形)		○		○	○			○
手摺チェーン取替　左右(従来型・A形第2世代)		○			○			
円形レール取替		○						
駆動チェーン取替		○						
加圧装置取替　左右(従来型)					○			
ステップチェーン取替								○

改修項目	適用（下りエスカレーター）							
	(B1) (1階→B階)	(B2) (2階→1階)	(B3) (3階→2階)	(B4) (4階→3階)	(B5) (5階→4階)	(B6) (6階→5階)	(B7) (7階→6階)	(B8) (8階→7階)
トラス清掃・点検	○	○			○		○	○
手摺案内(レール)取替　左右	○	○				○		○
ステップチェーン取替	○							
駆動機ギヤオイル取替(除くA形・J形)		○			○		○	○

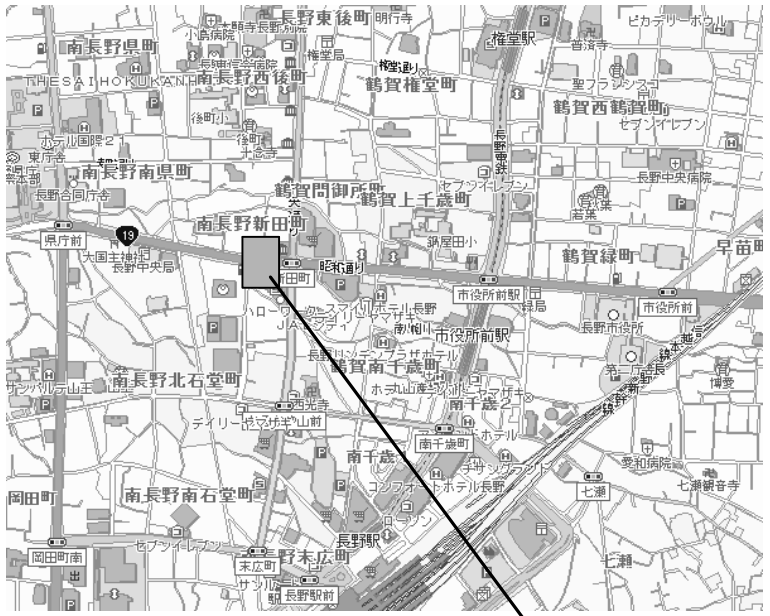

案内図　S=Non

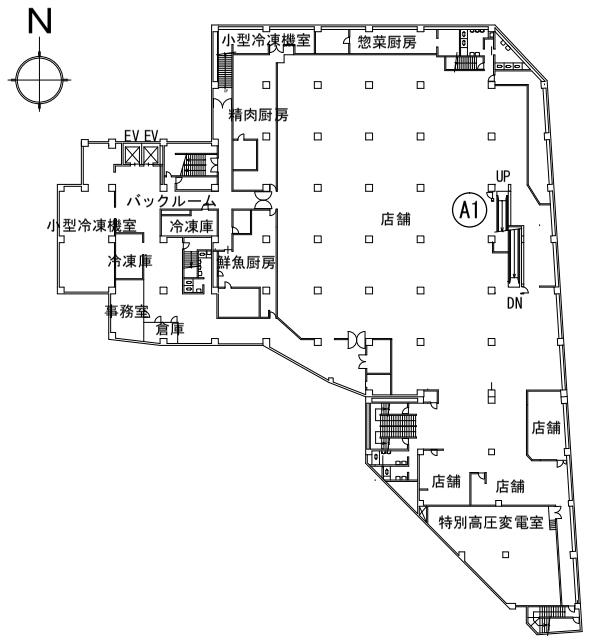

Ｂ１階平面図　S=1/1000

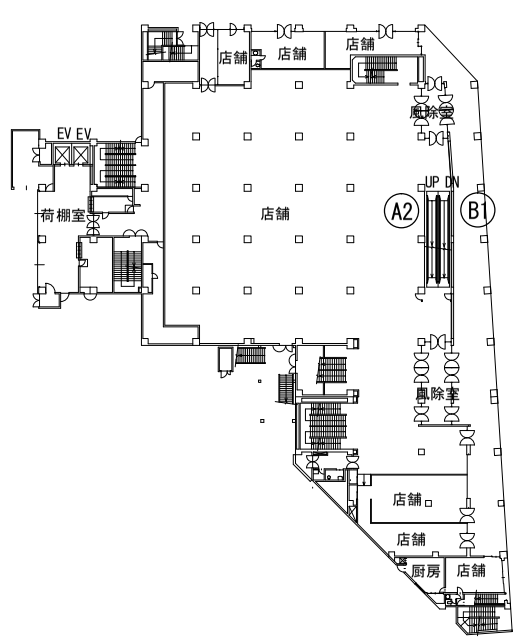

１階平面図　S=1/1000

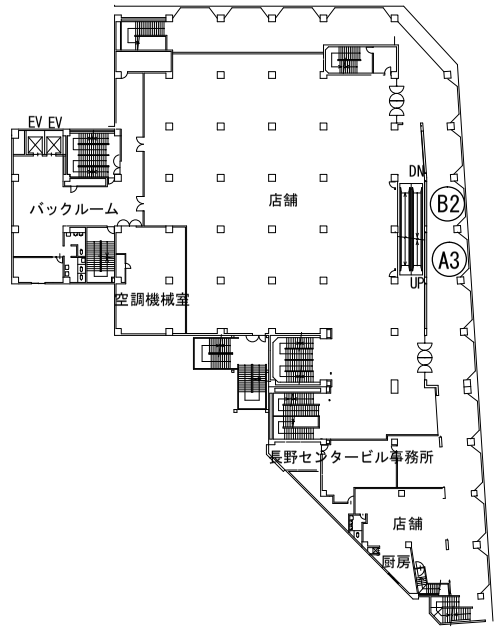

２階平面図　S=1/1000

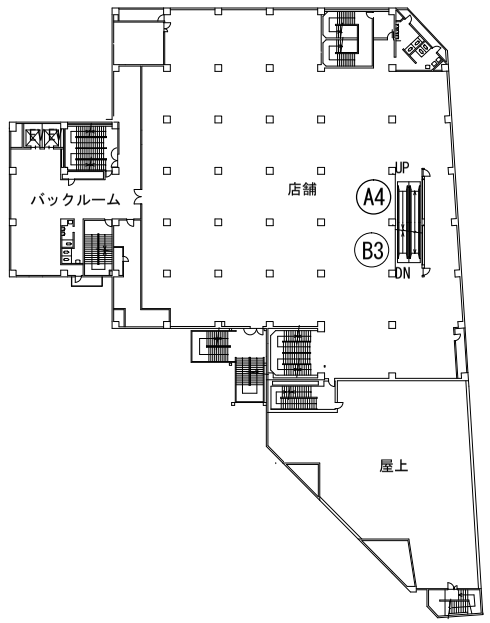

３階平面図　S=1/1000

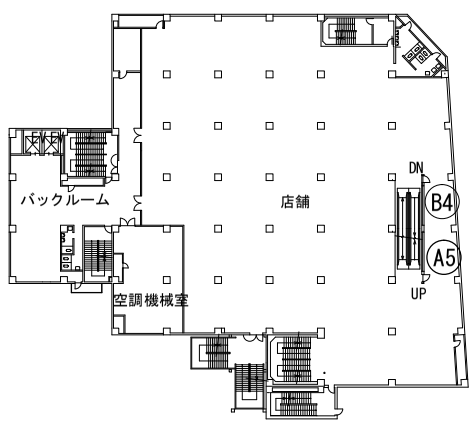

４階平面図　S=1/1000

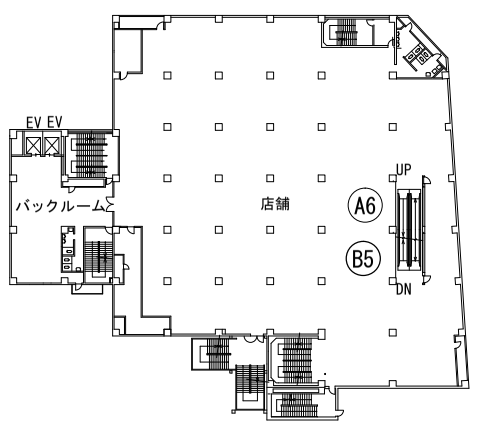

５階平面図　S=1/1000

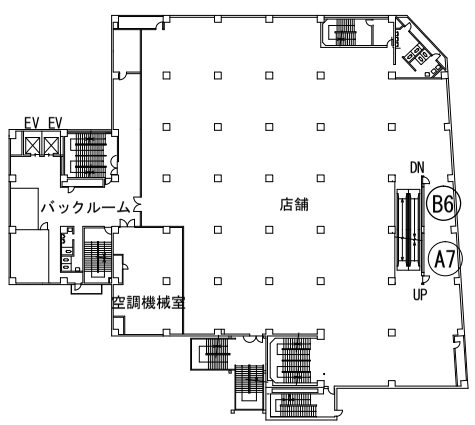

６階平面図　S=1/1000

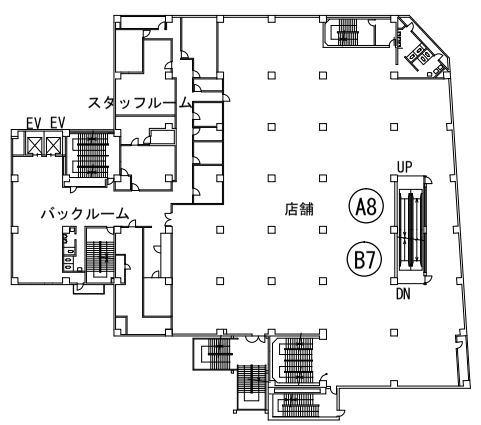

７階平面図　S=1/1000

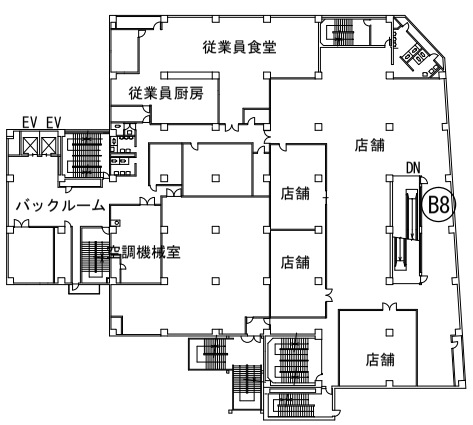

８階平面図　S=1/1000

担当	係	係長	部主幹	課長

もんぜんぷら座　エスカレーター改修	工事設計図	図面番号 2/2
案内図・平面図・改修項目表	平成26年度	
長野市建設部建築課		